四　前号に規定する子会社（新規事業分野開拓会社の子会社を除く。）が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第百二十六条第十号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第十一号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

五　共済事業実施組合が第七条第一項各号のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社の子法人等又は関連法人を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

六　共済事業実施組合の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

七　共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合又はそれらの子会社が、他の会社（外国の会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該組合の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

（削る。）

八　（略）

九　共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合又はそれらの子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該組合の子会社を除く。）又は当該組合の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）がその業務内容を変更することとなった場合

十　連合会又はその子会社が、他の会社（外国の会社及び新規事業分野開拓会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該連合会の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

（削る。）

十一　（略）

十二　連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該連合会の子会社を除く。）又は当該連合会の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可対象会社に該当する会社となった場合

十三　連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（当該連合会の子会社を除く。）又は当該連合会の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となった場合（前号に掲げる場合を除く。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

十四・十五　（略）

十六　共済事業実施組合が劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

十七　（略）

（新設）

七　共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合又はそれらの子会社が、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第三十四条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

八　共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合又はそれらの子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

九　（略）

十　共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合又はそれらの子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該組合の子会社を除く。）がその業務内容を変更することとなった場合

十一　連合会又はその子会社が、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第三十四条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十二　連合会又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三　（略）

十四　連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する会社（当該連合会の子会社を除く。）がその業務内容を変更することとなった場合

（新設）

十五　共済事業実施組合が第七条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する者（以下「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

十六　共済事業実施組合の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十七　共済事業実施組合の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

十八・十九　（略）

二十　共済事業実施組合が劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

二十一　（略）